

○ 日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される「**地域生活圏**」の形成に資する、**民間の地域経営主体**を中心とする地域の**先導的な取組に対し支援**を行う。

## 支援対象者

地域生活圏の形成に資する先導的な取組を行う**官民協議会**（※）

（※）取組主体の団体名における「官民協議会」の名称の使用、共同事業体や別会社の設立、法人格の取得等を必ずしも求めるものではなく、官民による共同応募等連携体制が担保されていることが明らかであれば足る。ただし、いずれの場合であっても、民間団体に加え、都道府県又は市町村（特別区を含む）の参画を必須とする。

## 支援対象経費・支援額

### （支援対象経費）

- ① 「地域生活圏」の形成に向けた事業実施のための関係者の合意形成・意見聴取、連携・実施体制の構築、会議開催等に要する経費
- ② 日常の暮らしに必要なサービスの持続的な提供に向けた利便性の向上・複合化、新たな共助の仕組みの構築・構想検討に要する調査等経費
- ③ 「地域生活圏」の形成に向けた事業の実施に要する経費（拠点、設備、システムの導入・改修費、広告宣伝費、研究開発費等）

※取組実施期間を超えて所有する施設・設備の建設・整備費や備品の購入費など、支援対象外の経費あり

### 【事業イメージ例】

- 既存の官民協議会が他分野との事業連携を図る場合や、官民の共同出資により企業を新たに立ち上げ複数分野にまたがるサービスを提供しようとする場合における関係者の調整・合意形成
- 暮らしに必要なサービスの現在の提供状況把握のための各種統計データ等の収集・分析
- 新たなサービスの提供に向けた実証調査の計画策定、実施及び結果分析
- 他分野との事業連携のための既存システムの改修

等

### （支援額）

- ・ポイント①及び②を満たす主体：支援対象経費の1/2以内
- ・ポイント①～③の全てを満たす主体：支援対象経費の2/3以内

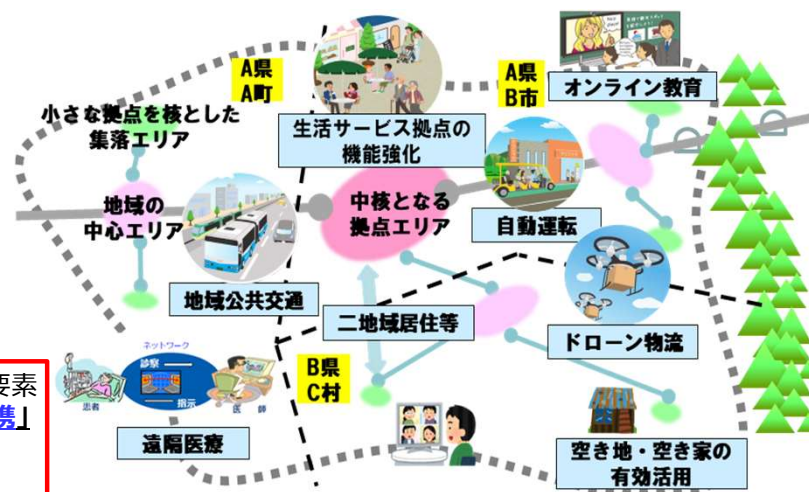
※双方ともに上限3,000万円。

※公募申請時にポイント④は必須であるが、本調査を通じ、これからポイント②又はポイント③に取り組もうとする場合も、「見込み」として要件を満たす。

※ポイント③は、市町村又は都道府県の境界を超える取組の場合に該当（必ずしも隣接である必要はない）

<地域経営のポイント> = 地域生活圏の3要素

- ① **官民パートナーシップによる「主体の連携」**
- ② **分野の垣根を越えた「事業の連携」**
- ③ **行政区域にとらわれない「地域の連携」**



地域生活圏の形成イメージ

## スケジュール

（公募期間）令和8年4月30日（木）～5月29日（金）12時00分必着

（採択時期）令和8年6月下旬（目処）

（実施期間）採択時期から令和9年2月26日（金）まで（実施期間末日までに事業完了及び実績報告（精算申請を含む。）を行うこと。）

※今回の募集に対する応募の状況等を踏まえて、予算枠に余裕がある場合は追加公募を検討する可能性がある。

※公募の詳細については、「令和7年度 地域生活圏形成リーディング事業（調査業務）募集要領【先導的な取組への支援】」を参照のこと。